

◎新潟県告示第520号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年4月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業両津南部地区確定測量）「座標補正」
- 2 作業期間 平成24年1月13日から平成24年3月7日まで
- 3 作業地域 佐渡市片野尾 地内